

役員を選定に関する規程

第1章 総則

(総則)

第1条 一般社団法人日本遊技産業経営者同友会（以下「本会」という。）定款第5章に定める役員は、この規程の定める方法により選任する。

(資格)

第2条 本会入会后1ヶ年経過の社員（正会員）は理事、監事としての資格を有する。

2 本会入会后1ヶ年経過の賛助会員は監事としての資格を有する。

第2章 選考委員会

(選考委員会の構成)

第3条 次期理事及び監事候補者の選任のため役員選考委員会は下記の者で構成される。選考委員会構成は理事会の決議による。

(1) 代表理事、副代表理事

(2) 各地区から社員5～7名以内

(3) 代表理事、副代表理事経験者及び相談役等、選考委員として必要と認められた者

2 選考委員の総数は13名以内とする。

3 委員長は代表理事がこれにあたる。

(選考委員の選出)

第4条 代表理事は、役員改選にあたる当該年度の定時社員総会が開催される3～4月前の理事会において、選考委員候補を推薦し承認を得なければならない。

(選考委員会の任務)

第5条 選考委員会は、役員改選にあたる当該年度の定時社員総会が開催される2～3月前までに召集しなければならない。

2 選考委員会は、全社員及び賛助会員より受け付けられた役員候補者名簿の中から、本会定款第25条に定められた役員の定数の範囲内で次期理事及び監事候補者を選び確定させる。

3 選考委員会は、次期役員候補者確定の後、速やかに本人へ通知する。

第3章 役員を選任

(社員総会の承認)

第6条 役員を選任に関わる承認は、本会定款に従い定時社員総会において受ける。

(代表理事を選任)

第7条 定時社員総会において役員を選任後に理事会を開催する。

2 本会定款第28条に基づき、理事の互選により代表理事を選定する。

3 代表理事への立候補は、社員総会の1ヶ月前までに書面の提出をもって行う

ものとする。

- 4 代表理事候補者が2名以上の場合は、記名投票を行い最多票を得た者を当選とする。

(役付き理事の選任)

第8条 代表理事の指名により副代表理事、専務理事及び委員長を、理事会決議として選任する。

第4章 役員の補充

(欠員の補充)

第9条 任期中の役員に辞任、解任等の事由から欠員が生じた場合、理事会において役員を選任補充する。

- 2 直近の総会において承認を得て決定する。

(その他)

第10条 本規程に定める他、役員選定に関する必要な事項は、理事会に於いて決定する。

附 則

本規程は、平成19年1月17日より施行する。

本規程は、平成20年5月21日より一部変更し施行する。

本規程は、平成22年12月15日より一部変更し施行する。

本規程は、平成23年3月16日より一部変更し施行する。

【役員選考委員会運営要領】

1. 委員会は役員選考に関わる重任を果すべく最大の努力を払うものとする。

委員長は、理事会において委嘱された選考委員による委員会が、速やかに開催されるよう召集案内をし、委員会を主宰する。

選考委員会は、選考委員の3分の2以上の出席をもって成立するものとし、選考は出席委員の全会一致が望ましく、議論を尽くして過半数以上の同意をもって確定するものとする。

2. 立候補者名簿をもとに、役員を選考においては次の事項を重視するものとする。

- 1) 役員の構成において、各地区からの均整、老壮青の均整に配慮するものとする。
- 2) 役員経験年数、会員年次、企業規模に捉われることなく、意欲、責任感、熱意、人望等の本人本位を第一義とする。
- 3) 再任の場合は、理事会・委員会・業界関連会議への出席など参加率も参考基準とする。

3. 役員の立候補が定数を大きく上回る場合は、最終段階において票決の方法をもって確定させる。

4. 定数を僅少で上回る場合は、選考委員会として定款変更（定数改定）等を理事会、社員総会へ上申することを検討する。その場合は、予め次点候補を若干名確定しておくものとする。この上申と次点候補確定は総会まで非公開とする。

5. 選考委員会終了後は、次期役員候補確定者への通知を速やかに行い、定時社員総会の開催と承認に支障がなきよう責務を果すものとする。